



財務省・介護報酬のマイナス改定を提言 ～平均収支差額を一般中小企業並に適正化～

◆10月8日、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会（会長・吉川洋東大院教授）が開かれ、2015年度予算における社会保障費等の議論されました。介護報酬改定の議論では、介護サービス全体の平均の収支差額率が+8%程度で中小企業の水準（+2～3%弱）を大幅に上回っていることが指摘され、介護職員の処遇改善加算などの充実を図る一方で、介護報酬基本部分についての「少なくとも中小企業並みの収支差額率並の▲6%程度」マイナス改定を行うことで、国民負担の軽減に努めるべきであるとしています。また「特養においては現在実施中の予算執行調査においても巨額の内部留保の存在が確認されている」とし、「今後は内部留保が蓄積しない水準まで介護報酬水準を適正化することが必要」と提言しています。また社福の地域公益活動の議論の中では、公費や保険料を原資として蓄積した内部留保の利用については、現に公費や保険料を充てて実施している事業に限定した活用が適当であり、これらの事業を社会貢献活動として法令上明確に位置づけるべきとしています。

なお社福の内部留保の議論にあたっては、減価償却費を計上しているため収支差額がゼロであっても建替資金は蓄積することから、「建替えのために内部留保が必要」との議論は適当ではなく、補助金に加えて低利の借入れ等による調達も可能であるため「内部留保がなければ増築できない」との議論も適当ではないとの留意点が示されています。しかし社福の資産売却には厳しい規制があることや、解散時にはすべての資産が国庫に帰属するなど、社福制度特有の内容にも十分に留意する必要があると考えられます。（参考：厚労省HP／福祉新聞）

介護給付費用 約10.0兆円		
税金 約5.1兆円 国：2.6兆円 地方：2.6兆円	保険料 約4.1兆円 高齢者：1.9兆円 若年者：2.1兆円	利用者負担 約0.7兆円
介護報酬水準の適正化を行った場合		
約▲1%当たり約▲1,000億円の介護費用の減少		
<ul style="list-style-type: none"> ・国民負担の軽減（税金、保険料、利用者負担） ・介護事業者の収支の適正化、 ・社福における内部留保の更なる蓄積の抑制等 		
税金 約▲520億円 国：▲約260億円 地方：▲約260億円	保険料 約410億円 高齢者：約190億円 若年者：約210億円	利用者負担 約▲70億円

厚労省が社福の新財務規律を提案 ～余裕財産の明確化など～

◆9月30日、社保福祉部会で厚労省が社福の公益性を担保するための新しい財務規律の考え方を示しました。内容は「適正・公正な支出管理」「余裕財産の明確化」「福祉サービス・地域公益活動への再投下」の3本柱で、「余裕財産の明確化」については、事業の継続に必要な財産と運転資金等の「控除対象財産」を内部留保から差し引いた残りを「計画的再投下対象資産（余裕財産）」とし、それを福祉サービスや地域公益活動の費用に充てる考え方を示しています。なお地域公益活動と社会福祉事業・公益事業との関係についてはさらに検討を進めることとしています。控除対象資産に何を含めるかによって余裕財産の額が変わってくるためさまざまな意見が出ており、今後も議論の推移に注視が必要です。（参考：厚労省HP／福祉新聞）

幼稚園の新制度移行意向調査を公表 ～移行は2割にとどまる～

◆9月29日、市町村が私立幼稚園（認定こども園を構成しているものを含む）に対して行った新制度移行に関する意向調査の結果が公表されました。調査結果の全体は9月17日の子ども・子育て会議で公表されましたが、都道府県別の詳細も取りまとめて内閣府及び文科省・厚労省が同時に公表したものです。

資料によると「27年度に新制度に移行する」（検討中も含む）とした幼稚園は22.2%にとどまったほか、幼保連携型認定こども園の10.9%が「幼稚園・保育所に戻り、幼稚園については私学助成を受ける」と回答しており、新制度への移行がなかなか進まないのが現状のようです。なお「移行する」（検討中も含む）とした園の割合が高かったのは茨城県（71.3%）・秋田県（68.2%）・宮崎県（60.6%）の順で、茨城県・秋田県では28年度以降も移行する施設が多いことが報告されています。

新制度の詳細がまだ不透明であった7月時点での移行調査であることに留意が必要ではありますが、全国のほぼすべての私立幼稚園から回答を得ており、県別の状況を推し量る上で参考となるものと思われ、保育所の移行判断においても参考になるものと考えられます。（参考：内閣府HP）

新財務規律の内容

適正・公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用等

福祉サービス・地域公益活動への再投下

- ・地域ニーズに則した新しいサービスの展開、人材への投資等

余裕財産の明確化

- ・「控除対象資産」：事業継続に必要な財産、運転資金等検討中
- ・内部留保から控除対象資産を除いた額を「計画的再投下対象資産（余裕財産）」と認識する